

令和3年

第2回仁木町教育委員会定例会議案

日 時 令和3年2月16日
午後1時30分

場 所 仁木町役場 「応接室」

令和3年第2回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和3年2月16日（火）午後1時30分 開議

（第1日）

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	体罰に係る実態把握に関する件
日程第 5	議案第1号	仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例に関する件
日程第 6	議案第2号	仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則に関する件
日程第 7	議案第3号	仁木町通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱に関する件
日程第 8	議案第4号	仁木町いじめ防止基本方針の制定に関する件
日程第 9	議案第5号	令和3年度仁木町教育行政執行方針に関する件
日程第10	議案第6号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）のうち、教育費に係る意見聴取に関する件（別冊）
日程第11	議案第7号	仁木町山村開発センターの指定管理者の指定に係る意見聴取に関する件
日程第12	議案第8号	令和3年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る意見聴取に関する件（別冊）
日程第13	議案第9号	学校運営協議会委員の任命に関する件
日程第14	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第1 会期決定

日程第2 会議録承認

日程第3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和3年1月13日（水）～2月16日（火）

1 令和3年第1回仁木町総合教育会議

令和3年1月13日（水）役場応接室

=概要=

○付議事件 仁木町教育大綱について

教育の諸課題について

○出席者 佐藤町長、加藤職務代理者、関井委員、関委員、渡委員、岩井教育長

○庶務（総務課） 林副町長、岩佐総務課長、本多総務係長

○補佐（教育委員会） 奈良次長、泉谷所長

2 令和2年度後志管内町村教育委員会協議会第3回教育長部会会議

令和3年1月14日（木）教育長室（オンライン会議）

=概要=

○教育長部会の年度内体制について

○喫緊の教育課題について

・後特連（指導要録関係）

・行政専門委員会関係

・学校教育専門委員会関係

・社会教育専門委員会関係

3 令和3年度予算査定（学校給食係）

令和3年1月19日（火）教育長室

=概要=

○令和3年度給食センター重点事項に係る予算査定

○担当課 財政課 鹿内課長、庄司係長

○教育委員会 岩井教育長、泉谷給食センター所長

4 議員全員協議会

令和3年1月20日（木）議会委員会室

=概要=

○損害賠償請求事件に関する件

- 第6期仁木町総合計画の策定に関する件
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する件

5 定例校長会

令和3年1月21日（木）会議室2

=概要=

- 教育長挨拶（示達事項含む）
 - ・外国語指導助手関係について
 - ・服務規律の保持について
 - ・令和3度教育関係予算及び教育行政執行方針について
 - ・新型コロナウイルス感染症対策について
 - ・令和3年度当初教職員人事について
- 教育委員会指導・伝達事項
 - ・外国語指導助手の逮捕後の経過について
 - ・次年度予算について（食料費関係）
 - ・卒業式関連の事項について
 - ・教諭等及び事務職員の標準的な職務の明確に係る学校管理規則の改正及び要綱の制定について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - (1) 服務規律の保持について
 - (2) 教育課程の適切な管理・実施について
 - (3) 卒業式に向けて
 - (4) 教務主任連絡会について
 - (5) 1年単位の変形労働時間制について
 - (6) コミュニティスクールについて
 - (7) 第5回理事研修会紙面開催について
 - (8) その他
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回校長会 2月12日（木）9：30～ 役場会議室2

6 令和3年度予算査定（生涯学習係）

令和3年1月21日（木）応接室

=概要=

- 令和3年度生涯学習重点事項に係る予算査定
- 査定者 佐藤町長、林副町長、鹿内財政課長、庄司財政係長
- 教育委員会 岩井教育長、奈良次長、佐藤主任、清崎主事

7 議会運営委員会

令和3年1月29日（金）議会委員会室

=概要=

令和3年第1回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営について

8 令和3年第1回仁木町議会臨時会

令和3年1月29日（金）議会議場

=概要=

- 議案 4件・損害賠償請求1件 可決
 - ・補正予算1件（一般会計） 可決
 - ・条例制定1件（特別職の給与特例） 可決
 - ・計画策定1件（第6期仁木町総合計画） 可決

9 令和3年度当初小中学校教職員人事協議

令和3年2月2日（火）後志教育局会議室

=概要=

○ 一般教職員人事

後志教育局：松井企画総務課長、佐々木係長、藤川主事、梅坪主事

10 令和2年度第2回定例監査

令和3年2月3日（水）～5日（金）議会委員会室

=概要=

○ 業務委託契約について

○ ふるさと納税特産品贈呈事業について

11 定例校長会

令和3年2月12日（金）役場応接室

=概要=

- 教育長挨拶（示達事項含む）
 - ・令和2年度卒業式及び令和3年度入学式について
 - ・令和2年度教職員人事について
- 教育委員会指導・伝達事項
 - ・令和3年度仁木町教育行政執行方針（原案）について
 - ・学校管理規則の改正について
 - ・教諭等及び事務職員の標準的な職務の明確に係る要綱の制定について
 - ・ストレスチェックの結果について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - (1) 学校経営上の諸問題
 - (2) 教育課程の適切な管理・実施と令和3年度へ向けた取組について
 - (3) 学校職員評価について
 - (4) コミュニティスクールについて
 - (5) 後志特別支援教育連絡協議会から
 - (6) その他
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回校長会 3月17日（水）2:00～ 役場会議室2

12 第39回仁木町民スポーツスキーフェスティバル

令和3年2月13日（土）仁木町民スキー場 24名参加

=概要=

- 開会のことば、大会長あいさつ（加藤連盟会長）、激励のことば（佐藤町長）、来賓紹介（岩井教育長）、選手宣誓、競技委員長注意、閉会のことば

【大会結果】（一位のみ）※敬称略

小学1年男子 森 蒼真 女子 菅森そら

小学2年男子 木村結斗 女子 芳岡珠莢

小学3年男子 岩本奏羽 女子 木村彩葉

小学4年男子 寺山昌努 女子 芳岡志恩

小学5年男子 中越歩夢

小学6年男子 寺山佳努 女子 林 陽衣

タイム差レース（1/100秒）優勝 林 陽衣（仁木小6年）

13 仁木小学校授業参観

令和3年2月15日（月）同校

=概要=

○ 3年生～理科（齊藤教諭）

4年生～国語（日置教諭）

日 程 第 4

報 告 第 1 号

体罰に係る実態把握に関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので、報告します。

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

札幌市を除く各市町村教育委員会教育長様

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

体罰等に係る実態把握について(通知)

このことについては、昨年度実施した体罰に係る実態把握のための調査において、新たに判明した1件を含む16件の体罰を把握したことを受け、令和2年(2020年)5月28日付け教総第504号通知により当該調査結果をお知らせし、体罰防止に向けた取組をより一層推進するようお願いしたところですが、その後も依然として体罰事故が発生している状況です。

また、近年、児童生徒等への不適切な性的行為などの懲戒処分が相次いでおり、大変憂慮すべき状況となっています。

については、昨年実施した体罰の実態把握の調査に、児童生徒に対する不適切な行為に係る項目を加え、別添実施要領により調査を行うこととしたので、次により期限までに報告くださるようお願いします。

記

1 提出様式

- (1) 事故報告書(速報)
- (2) 「体罰等に係る実態把握(体罰)」様式6集計表
- (3) 様式6「体罰等に係る実態把握報告書(体罰)」

※ 様式6については、判断結果区分①(不適切な指導)に該当すると判断した事案のみ提出

- (4) 「体罰等に係る実態把握(体罰以外の不適切な行為)」様式7集計表

- (5) 様式7「体罰等に係る実態把握報告書(体罰以外の不適切な行為)」

※ 様式7については、判断結果区分①(不適切な指導等)に該当すると判断した事案のみ提出

- (6) 様式A-1「体罰等に係る実態把握集計表(体罰)」

- (7) 様式A-2「体罰等に係る実態把握集計表(体罰以外の不適切な行為)」

- (8) 様式C-1「外部指導者等の状況に関する調査報告書(暴力)」

- (9) 様式C-2「外部指導者等の状況に関する調査報告書(暴力以外の不適切な行為)」

- (10) 様式D-1「外部指導者等の状況に関する調査報告書(暴力が確認されなかった事案)」

- (11) 様式D-2「外部指導者等の状況に関する調査報告書(暴力以外の不適切な行為が確認されなかった事案)」

2 提出期限

令和3年(2021年)2月12日(金)【必着】

3 提出先

北海道教育庁後志教育局企画総務課教職員係

担当:川本(電話0136-23-1978 提出先アドレス kawamoto.takuya@pref.hokkaido.lg.jp)

4 その他

- (1) 調査に当たっては、別添留意事項等に基づき実施してください。

- (2) 市町村立高等学校(全日制)の教職員についても対象としているので、御協力願います。

- (3) 体罰の該当の判断は、平成25年(2013年)3月27日付け教生学第968号通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」別添文部科学省初等中等教育局長通知により適切に行ってください。

- (4) 調査票の配布に当たっては、本調査の目的について説明するとともに、本調査の記入内容は、調査の目的以外に使用されることを必ず説明してください。

また、教職員に対しては、上記(3)により体罰行為について十分説明するほか、児童生徒に対する不適切な行為の項目を追加したことを説明し、未回答のないよう指導してください。

- (5) 調査票の回収に当たっては、プライバシー保護に十分配慮するとともに、原則として管理職が回収することとしていますので、留意してください。

- (6) 本年度、児童生徒調査及び保護者調査については、封筒提出のほか、Webページからの回答を受け付けますので、留意してください。なお、調査票(用紙)及び封筒は、昨年度と同様に全員に配布し、回答方法が選択できるよう、Web回答が困難な児童生徒及び保護者に十分配慮願います。

- (7) 調査の目的や実施方法について、児童生徒及び保護者から問い合わせがあった場合は、管理職において適切に対応することとし、児童生徒及び保護者が回答や提出に際して不安感をもつことのないよう十分配慮してください。

- (8) 学校から提出された様式6及び様式7については、判断結果区分①「不適切な指導」等に該当すると判断した事案に限り、教育局に提出することとしておりますので、留意してください。

(総務政策局総務課職員公務管理係)
(学校教育局高校教育課高校教育指導係)
(学校教育局義務教育課義務教育指導係)
(学校教育局特別支援教育課特別支援教育指導係)
(学校教育局健康・体育課健康・体育指導係)
(学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係)
(教職員局教職員課部活動対策推進係)

「体罰等に係る実態把握」実施要領<市町村立学校用>

北海道教育委員会

1 目的

教職員に対し、体罰及び児童生徒への不適切な行為（以下「体罰等」という。）が、決して許されない行為であることを改めて認識させるとともに、児童生徒の生命・身体を守り、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる、よりよい教育環境を構築するため、体罰等の実態把握を行うもの。

2 実施方法

教職員、児童生徒、保護者等に対し、アンケート調査を実施し、調査結果を基に、体罰等の実態把握を行う。

3 調査対象

令和2年度(2020年度)に発生したもの。（既に、事故報告書(速報)を提出しているものは除く。）

4 教職員等調査、保護者及び児童生徒調査

(1) 調査対象（札幌市立学校を除く。）

ア 教職員等

- ① 市町村立小・中学校、義務教育学校、高等学校の教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員）
- ② スクールカウンセラー（道教委又は市町村教委が配置している学校及び緊急派遣などで派遣され相談等が実施された学校において実施）

イ 保護者

市町村立小・中学校、義務教育学校及び高等学校の保護者

ウ 児童生徒

市町村立小・中学校、義務教育学校及び高等学校の児童生徒

(2) 調査票の種類

ア 教職員等

- ① 教職員用調査票（様式1-1-1）
- ② 学校用調査票（様式1-1-2）
- ③ スクールカウンセラー用調査票（様式1-2）

イ 保護者

- ① 市町村立小学校・義務教育学校（前期課程）用調査票（様式2-2）
- ② 市町村立中学校・義務教育学校（後期課程）・高等学校用調査票（様式3-2）

ウ 生徒

市町村立中学校・義務教育学校（後期課程）・高等学校用調査票（様式3-4）

5 調査手順（別添資料「体罰等に係る実態把握実施」の流れ参照）

(1) 調査票の送付

ア 教育局は、市町村教育委員会に、調査票の電子データをメール送信する。

なお、生徒用調査票及び保護者用調査票については、回答用WebページのURL及びQRコード（管内別）を転記して送信する。

イ 各市町村教育委員会は、保護者あて文書及び調査票に市町村教育委員会名及び問い合わせ先、締め切り日を記入し、所管の学校に、調査票の電子データをメール送信する。

※ 市町村立高等学校（全日制）については、様式3-1～4を使用し、様式3-1、3-3内の「北海道教育委員会」の文字を削除して送付する。

(2) 教職員等調査

ア 各学校は、全ての教職員に調査票を配布。教職員は校長に提出する。

学校用調査票については、校長が必ず回答すること。

イ 管理職は、該当する場合は、スクールカウンセラーに聞き取り、又は調査票を郵送するなどの方法により、内容を把握する。

ウ 管理職は、提出のあった教職員用調査票に体罰等に該当すると考えられる（又は疑われる）事案があった場合は、当該教職員等に事実関係を確認するなど、詳細に調査を実施する。

エ 校長は、自己の調査票、教職員用調査票、学校用調査票及びスクールカウンセラー用調査票

の写しを保管の上、様式A「体罰等に係る実態把握集計表 ※A-1（体罰）、A-2（体罰以外の不適切な行為）」を添付し、市町村教育委員会へ本票を送付する。

(3) 児童生徒調査、保護者調査

ア 両調査のうち、児童生徒調査は、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校においては、調査票により実施する。小学校、義務教育学校（前期課程）の児童には直接調査をせず、保護者を介して確認する。

また、特別支援学級においては、児童生徒の実態に応じて校長が判断し適切に実施する。

イ 各学校は、生徒用調査票及び保護者用調査票を印刷し、調査票と提出用封筒を児童生徒及び保護者に配布する。なお、提出用封筒は、各学校の封筒等を使用するものとし、生徒用及び保護者用をそれぞれ用意することとする。

ウ 調査の実施は次のとおりとする。

(ア) 生徒と保護者は、Webページからの回答又は封筒提出（前年度方式）のいずれかを選ぶものとする。

(イ) Webページから回答する場合は、各調査票に記載のURL又はQRコードからアクセスの上、回答する。なお、Webページからの回答期間は、令和2年12月21日（月）から令和3年1月18日（月）までとする。

なお、次の(ウ)に記載する封筒提出は不要とする。

(ウ) 封筒提出（前年度方式）の場合、小学校、義務教育学校（前期課程）は、保護者が自宅で児童とともに回答後、「該当がある」場合は調査票を入れた封筒を、「該当がない」場合は調査票を入れない空の封筒を、厳封の上、児童を通して学校に提出する。

中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校は、生徒と保護者が自宅でそれぞれ回答後、別々の封筒を使用し、「該当がある」場合は調査票を入れた封筒を、「該当がない」場合は調査票を入れない空の封筒を、それぞれ別々に、厳封の上、生徒を通して学校に提出する。

なお、下宿・寮等の場合は、保護者に郵送するなどして実施する。

特別支援学級は、各校種の実施方法に準じて実施することを原則とするが、各学校において児童生徒の障がいの種類や程度等に応じて、点字用の調査用紙を作成したり、他校種の実施方法によったりするなどの配慮の上、実施すること。保護者調査についても、児童生徒の障がいの種類や程度等に応じて様式5-1及び様式5-2-1～5-2-3中の文言を参考にして使用するなどの配慮の上実施すること。

エ Webページの回答データ(CSV)の抽出は教育局で行い、市町村教育委員会へ送付する。

オ 封筒提出の場合、調査票の回収は、原則として管理職が行うこと。（例えば、校長室や事務室などに回収箱を設置する、登校時間帯に児童生徒玄関に回収箱を設置し、管理職がその場にいるなどの方法が考えられる。）

カ 各学校は、回収した封筒の数量を確認し、封をしたまま全校分を取りまとめ、様式A-1及びA-2を添付し、市町村教育委員会へ提出する。

6 調査後の流れ（別添資料参照）

(1) 市町村教育委員会は、学校から送付された封筒の数量を確認の上、開封し、教育局から送付のあったWeb回答と併せて生徒用調査票及び保護者用調査票の内容を点検する。なお、封筒により提出されたものを開封する際は、調査票が入った封筒と空の封筒が混在していることに注意すること。

(2) 教職員用調査票及びスクールカウンセラー用調査票と生徒用調査票及び保護者用調査票との内容を突合し、体罰等に該当すると考えられる（又は疑われる）事案があった場合は、当該学校の校長あて親展で調査票（Web回答含む。）のコピーを送付し、詳細な調査を指示する。

(3) 市町村教育委員会は、教育局にも当該学校に送付したものと同じ調査票（Web回答含む。）のコピーを送付し、情報提供する。

(4) 当該学校は、市町村教育委員会から調査の指示があった事案について、関係教職員、保護者、児童生徒等に事実関係を確認するなど詳細に調査を実施する。

(5) 当該学校は、調査結果を市町村教育委員会に報告する。

(6) 市町村教育委員会は、次により教育局に調査結果を報告する。

ア 市町村教育委員会が体罰等に該当すると判断した場合は、事故報告書（速報）を教育局に提出する。

イ 市町村教育委員会が体罰等に該当しないと判断しようとする場合は、当該学校に対し、報告

内容を直接確認し、当該学校から、体罰に該当しないと判断した場合は、様式6を、体罰以外の不適切な行為に該当しないと判断した場合は、様式7を提出させる。

また、各学校分の様式6、7を取りまとめた各集計表を作成し、各集計表については、不適切な指導等（判断結果区分①）に該当すると判断した事案の様式6、7のみを添付の上、教育局に報告する。

ウ 市町村教育委員会は、様式A-1及びA-2を作成し、教育局に報告する。

(7) 教育局は、管内市町村分を取りまとめの上、様式6、7集計表及び様式B「体罰等に係る実態把握集計表（教育局集計用）※B-1（体罰）、B-2（体罰以外の不適切な行為）」により管内集計を行い、本庁総務課に報告する。

(8) (6)のイ、ウ及び(7)において、調査項目の集計漏れなどがないよう留意すること。

7 結果の公表

実態把握の結果については、全道分を取りまとめ、公表する予定である。

8 実施スケジュール（標準）

本庁から教育局への実施通知の発出、教育局への報告及び教育局から本庁への調査結果の提出日以外は、標準的なスケジュールとして示したものであるので、各市町村教育委員会、学校は実態に合わせ適宜設定すること。

日 程		本 庁 教 育 局	市町村教育委員会	市町村立学校
12月	16日（水）	本庁は、調査実施通知を教育局に発出		
	17日（木）まで	教育局は、調査票を市町村教委へ送付		
	21日（月）まで		調査票を各学校へ送付	教職員等調査票を教職員等に配布
	終業式まで			調査票を児童生徒、保護者に配布
	25日（金）まで			学校用調査票を記入 教職員等調査票を回収
1月	冬季休業期間中			関係教職員等に事実確認
	20日（水）まで	教育局は、Web回答のデータ（CSV）を抽出し、市町村教委へ送付 (Web回答〆: 1/18)		児童生徒、保護者用調査票を回収し、未開封のまま、教職員等調査票とともに市町村教委へ送付
	27日（水）まで		学校からの封筒を開封し、教育局からのWeb回答と併せて内容を点検し、 ①学校に該当調査票のコピーを送付、調査指示 ②教育局に該当調査票のコピーを送付	
2月	5日（金）まで			学校は、関係教職員、児童生徒、保護者等に事実確認の上、市町村教委に調査結果報告
	12日（金）まで		教育局に調査結果報告	
	19日（金）まで	教育局は、調査結果を本庁に報告		
3月	5日（金）まで	・本庁は、調査結果を確認し、教育局に再調査指示 ・教育局は、市町村教委に再調査指示	教育局から再調査の指示のあった事案について、学校に指示	
	12日（金）まで	教育局は、市町村教委からの再調査結果を本庁に報告	市町村立学校からの再調査結果を教育局に報告	市町村教委から再調査の指示のあった事案について、事実確認を行い、その結果を市町村教委に報告
	26日（金）まで	本庁は、調査結果を集計		
5月		調査結果の公表		

なお、体罰等に該当すると判断した、又は疑いがある事案において、次に該当する場合は、調査結果の報告期限を待たず、速やかに連絡すること。

- ① 事故者又は校長が年度内に退職する予定や可能性がある場合（定年、期限付き、再任用、自己都合退職等）
- ② 事故者が過去に体罰等により懲戒処分を受けている場合（その予定を含む）
- ③ 校長が現任校の在職中に既に体罰等に係る事故の発生がある場合

外部指導者等の状況に関する調査項目の取扱い要領（市町村立学校用）

北海道教育委員会

1 該当質問項目

(1) 教職員用調査票（様式1－1－1）

- ・質問項目5 「令和2年（2020年）4月以降、自分以外の者が児童生徒に対して体罰や暴力等を行っているのを見たことがありますか。」
- ・質問項目9 「令和2年（2020年）4月以降、あなたは、児童生徒に対して不適切な行為したこと、又は他の教職員や外部指導者（部活動指導員を含む。）による同様の行為を見たことがありますか。」

(2) 市町村立中学校・義務教育学校（後期課程）・高等学校生徒用調査票（様式3－4）

- ・質問項目2 「令和2年4月以降、部活動中に「あなたの学校の先生」以外の人（事務職員など学校職員を含みます。）から、暴力をふるわれたことや、他の生徒が暴力をふるわれているところを見たことがある場合は、該当するものに○を付けるか、具体的に記入してください。」
- ・質問項目3 「令和2年4月以降、「あなたの学校の先生や職員や外部指導者（部活動指導員を含む。）」から、不適切と思われる行為を受けたことがあるか、他の生徒が、不適切と思われる行為を受けているところを見たことがある場合のみ、次の(1)～(3)の質問に答えてください。」

※ Webページも同様の質問項目あり

2 調査後の取扱いの流れ

- (1) 市町村教育委員会は、教職員用調査票及び生徒用調査票の該当質問項目の内容を点検し、外部指導者（~~部活動指導員を含む。以下同じ。~~）による暴力及び暴力以外の不適切な行為（以下「暴力等」という。）が「ある」と回答があった場合は、当該校長あて調査票のコピーを送付し、詳細に調査するよう指示する。その際、教職員の調査と混同しないよう右上に「C」と朱書きし、教職員の調査票と区別して送付すること。また、教職員の調査と外部指導者の状況に関する調査のどちらにも該当する場合についても、それぞれ送付すること。
- (2) 市町村教育委員会は、教育局にも調査票のコピーを送付し、情報提供する。
- (3) 当該校長は、市町村教育委員会から調査の指示があった事案について、関係教職員及び外部指導者、生徒等に事実関係を確認するなど詳細に調査を実施すること。
- (4) 当該校長は、次により市町村教育委員会に調査結果等を報告すること。
 - ア 暴力等が確認された場合は、調査結果を様式C－1（暴力）、C－2（暴力以外の不適切な行為）により報告すること。
 - イ 暴力等が確認されなかった場合は、様式D－1（暴力）、D－2（暴力以外の不適切な行為）によりその理由等を報告すること。
 - ウ 市町村教育委員会は、学校から提出された報告書の内容を確認するとともに、様式C－1、2及び様式D－1、2により教育局を経由して本庁健康・体育課に報告すること。

3 結果の公表

実態把握の結果については、全道分を取りまとめ、公表する予定である。

4 取扱いスケジュール（標準）

別紙1「児童生徒に対する指導上の不適切な行為に係る実態把握」実施要領＜市町村立学校＞の「8 実施スケジュール（標準）」と同様とする。

日 程 第 5

議 案 第 1 号

仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和3年2月16日 提出

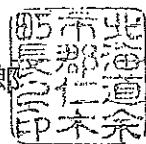
仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁 総 号
令和3年2月15日

仁木町教育委員会
教育長 岩井秋男様

仁木町長 佐藤聖一



教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和3年第1回仁木町議会定例会に提出を予定している議案のうち、次の議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

- ・令和3年第1回仁木町議会定例会付議事件
 - 議案第1号 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）の関係部分
 - 議案第11号 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について
 - 議案第14号 令和3年度余市郡仁木町一般会計予算の関係部分
 - 議案第18号 仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について

(総務課総務係)

仁 教 委 号
令 和 3 年 2 月 日

仁木町長 佐 藤 聖一郎 様

仁木町教育委員会
教育長 岩 井 秋 男

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和3年2月10日付仁総号で意見照会のありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。

（総務学校教育係）

仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例

仁木町水泳プール設置条例（昭和44年仁木町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条の規定に基づき、仁木町に次の水泳プールを設置する。

名称	場所
仁木水泳プール	仁木町西町1丁目52番地
銀山水泳プール	仁木町銀山2丁目211番地

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新旧対照表

○仁木町水泳プール設置条例 新	仁木町水泳プール設置条例 昭和44年仁木町条例第35号	仁木町水泳プール設置条例 昭和44年仁木町条例第35号
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)
第2条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条の規定に基づき、仁木町に次の水泳プールを設置する。	第2条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条の規定に基づき、仁木町に次の水泳プールを設置する。	第2条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条の規定に基づき、仁木町に次の水泳プールを設置する。
名称 場所	名称 場所	名称 場所
仁木水泳プール 仁木町西町1丁目52番地	仁木水泳プール 仁木町西町1丁目52番地	仁木水泳プール 仁木町西町1丁目52番地
銀山水泳プール 仁木町銀山2丁目211番地	銀山水泳プール 仁木町銀山2丁目211番地	銀山水泳プール 仁木町銀山2丁目211番地
第3条～第10条 略	第3条～第10条 略	第3条～第10条 略
附 則	この条例は、令和3年4月1日から施行する。	

日程 第 6

議案 第 2 号

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に
委任する規則の一部を改正する規則に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(昭和31年教育委員会規則第4号)の一部を次のようにより、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を次のように改正する。

改正後		改正前
(委任事項)		(委任事項)
第2条 略	(1)～(12) 略	第2条 略
(13) <u>社会教育委員・学校評議員</u> ・文化財保護審議会委員・スポーツ推進委員・学校給食運営委員会委員及び学校給食立原案検討・物資選定委員会委員を委嘱すること。	(13) 社会教育委員・文化財保護審議会委員・スポーツ推進委員・学校評議員・学校給食運営委員会委員及び学校給食立原案検討・物資選定委員会委員を委嘱すること。	(13) 社会教育委員・文化財保護審議会委員・スポーツ推進委員・学校評議員・学校給食運営委員会委員及び学校給食立原案検討・物資選定委員会委員を委嘱すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

日 程 第 7

議 案 第 3 号

仁木町通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

仁木町通学路安全推進会議設置要綱（平成28年仁木町教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれを削る。

改正後	改正前
(組織)	(組織等)
第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。	第3条 推進会議の構成組織は次のとおりとする。
2 会長は、仁木町教育委員会教育次長をもつて充てる。	(1) 仁木町教育委員会
3 副会長は、仁木町建設課長をもつて充てる。	(2) 仁木町 北海道開発局小樽開発建設部小樽道路事務所 北海道小樽建設管理部余市出張所 余市警察署 仁木町立小中学校 仁木町教育委員会 教育次長、副会長は仁木町建設課長を充てる。
4 委員は、次の各号に掲げる機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者とする。	(3) 北海道後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所 国土交通省北海道開発局小樽開発建設部 北海道警察札幌方面余市警察署交通課 北海道警察札幌方面余市警察署生活安全課 仁木町立小中学校 仁木町建設課 仁木町教育委員会 門官 仁木町建設課 仁木町総務課 仁木町建設課 仁木町教育委員会 (4) 北海道小樽建設管理部余市出張所道路係長 北海道小樽建設管理部余市出張所施設保全室主査（維持） 余市警察署交通課長 仁木町立各小中学校教頭
(8) 仁木町教育委員会	(4) 北海道小樽建設管理部余市出張所道路係長 北海道小樽建設管理部余市出張所施設保全室主査（維持） 余市警察署交通課長 仁木町立各小中学校教頭

日 程 第 8

議 案 第 4 号

仁木町いじめ防止基本方針の制定に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町いじめ防止基本方針

令和2年 月

仁木町教育委員会

仁木町いじめ防止基本方針

令和3年2月 日
仁木町教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

また、児童生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが影響を与えているという指摘もあります。

本町においては、これまで全ての児童生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安心して元気に充実した学校生活を送ることができるよう、「仁木町子どものいじめの防止に関する条例」を平成27年4月1日に施行し、学校や教育委員会、家庭や地域住民、関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見・事案対処に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、北海道では広い地域に多くの教育委員会・学校が存在し、いじめの問題に向けた様々な取組に地域間、学校間で差が見られており、毎年多くのいじめが認知される中には、深刻な事態に至ったものもあります。

このような状況の中で、過日、施行後3年を目途とする条例の見直し規定に基づき、国の基本方針が改定されたことなどを踏まえ「北海道いじめ防止基本方針」が改定され、市町村におけるいじめ防止基本方針の策定が求められることとなったところであります。

については、国の基本方針の規定や「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、本町におけるいじめ防止に関する基本方針を策定し、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、地域全体でいじめの問題を克服することを目指します。

目 次

はじめに

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの理解
 - ア いじめの定義
 - イ いじめの内容
 - ウ いじめの要因
 - エ いじめの解消

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

- (1) 学校及び学校の教職員の責務
 - ア 学校の責務
 - イ 教職員の責務
- (2) 保護者の責務
- (3) 地域の役割

3 町の責務

- (1) 学校設置者としての責務
- (2) 学校への指導、助言、援助等

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 町における基本方針の策定と組織の設置

- (1) 地方いじめ防止基本方針の策定
- (2) 教育委員会の附属機関の設置

2 教育委員会が実施すべき施策

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) 関係機関等との連携等
- (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- (6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等
- (7) 啓発活動
- (8) 教育委員会による措置
- (9) 学校相互間の連携協力体制の整備
- (10) 学校評価等における留意事項

3 学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ア 意義
 - イ 学校の取組

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 意義

イ 学校の取組

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

イ いじめの早期発見

ウ その他

4 重大事態への対処

(1) 学校における対処

(2) その他

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的方策

全ての児童生徒が自分は必要とされる存在であると感じ、基本的な考え方互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念【道条例第3条、町条例第3条】

本町の条例では、基本理念として町、教育委員会、学校、保護者、地域社会及び関係機関等は、「子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるため、それぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ積極的に連携して、いじめの防止及びいじめの問題の解決に取り組むものとする」とこと、「子どもの発達の段階に応じて、いじめは絶対に許されない行為であることを子どもに教えなければならない」こと、「子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければならない」ことなどを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方にはあつてはならない。児童生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義【道条例第2条、町条例第2条】

条例では、いじめの定義として、「子どもが、一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響を受けること（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることがから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断して対応する。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷 が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえて対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第 22 条及び条例第 11 条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもある。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。
そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。
そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけでなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

（1）学校及び学校の教職員の責務【道条例第6条、町条例第6条】

ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があるても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止める

ことができるよう連携した取組を進める。

イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

(2) 保護者の責務【道条例第7条、町条例第7条】

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることができます。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け

止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支える。

(3) 地域の役割【道条例第8条、町条例第8条】

地域住民及び事業者においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることができます。

- 地域住民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 地域住民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 地域住民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 地域住民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 地域住民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- 地域住民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 地域住民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

3 町 の 責 務

本町の状況に応じたいじめの防止等のための対策を進めるために、教育委員会と学校との緊密な連携の下、仁木町全体で取組を進めます。

(1) 学校設置者としての責務【道条例第5条、町条例第5条】

全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めます。

教育委員会においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- 教育委員会は、学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色ある学校づくりの推進、教育に直接携わる教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。
- 教育委員会は、学校に対して、学校いじめ防止基本方針の改善充実に向けて、次の取組を行うよう指導する。
 - ・基本方針の学校のホームページでの公開や児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知
 - ・在籍する児童生徒やその保護者からの意見の聴取
 - ・学校評価を活用した基本方針の見直し
- 教育委員会は、学校に対して、いじめの早期発見に向けて、次の取組を工夫するよう指導する。
 - ・在籍する児童生徒に対し、いじめを訴えやすいような児童生徒を対象としたアンケート調査の工夫改善
 - ・アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施すること
 - ・いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫
- 教育委員会は、学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。
- 教育委員会は、いじめの防止等のための対策に必要な予算の確保・配分・調整に努める。

(2) 学校への指導、助言、援助等【道条例第5条、町条例第5条】

教育委員会は町長部局と連携して、学校に対して、必要な指導、助言又は援助等を行います。

- 教育委員会は、いじめの問題への対応や未然防止に向けた効果的な取組をすすめるため、北海道が開催するいじめの防止等に関する研修会や会議に、教職員が参加

する機会を設ける。

- 教育委員会は、いじめの問題についての学校の取組状況、児童生徒の状況についての把握を行い、必要な指導、助言を行う。
- 教育委員会は、学校がいじめの防止等のための基本方針や組織を見直しする際に、必要な指導、助言を行う。
- 教育委員会は、学校がいじめの防止等のための取組を進める際に、必要な指導、助言を行う。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 町における基本方針の策定等と組織の設置

学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に進めるため、基本方針の策定に取組みます。

(1) いじめ防止基本方針の策定及び見直し【法第12条・道条例第11条】

教育委員会は、町、学校、家庭、地域住民その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を地域社会総がかりで進め、本町のいじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、これまでのいじめの防止等のための対策の蓄積を生かした仁木町いじめ防止基本方針(以下「町の基本方針」という。)を定める。

また、国及び北海道の基本方針の見直しがあった場合を含め、いじめの問題に係る各種調査の結果等を踏まえ、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるながら、町の基本方針を見直す。

(2) 教育委員会の附属機関の設置【法第14条・町条例第11条】

国の基本方針においては、「地方公共団体においては、法の趣旨を踏まえ地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましく、さらにはその地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい。」とあり、本町では、「仁木町いじめ防止委員会」(以下「いじめ防止委員会」という。)を設置します。

なお、本町は小規模自治体で子ども自体も少人数である人から、平時は町や教育委員会が中心となり、学校や関係機関と連携していじめ問題に対応し、通報や相談などを受けた場合など、専門家や第三者の参加が必要となるときに委員会を設置します。

町は、次の取り組みなどを進めます。

- 町は、通報又は相談を受けたいじめに関する対策を実行的に行うため、必要があるときは、有識者による専門的かつ客観的な立場からの調査、審議、調整等を行う

「いじめ防止委員会」を、教育委員会に設置する。

- 「いじめ防止委員会」は、次の委員により組織する。
 - ・識見を有する者
 - ・いじめの防止等に関する知見を有する者
 - ・その他、教育委員会が適当と認める者
- 町は、教育委員会に附属機関を設置にする際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」、道の組織等を参考に、必要に応じて道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。

2 教育委員会が実施すべき施策

学校におけるいじめを防止するため、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する教育活動等を推進します。

教育委員会においては、道の取組を参考に、次の取組などを進めます。

(1) いじめの防止【道条例第13条、町条例第5条】

- 教育委員会は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。
- 教育委員会は、設置する学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
- 教育委員会は、設置する学校の児童生徒や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び研修を行う。
- 教育委員会は、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の心情等を十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 教育委員会は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。
また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

(2) いじめの早期発見【道条例第14条、町条例第9条】

- 教育委員会は、児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- 教育委員会は、いじめを早期に発見するため、設置する学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施する。
- 教育委員会は、設置する学校の児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 教育委員会は、スクールカウンセラー等の活動状況を児童生徒や保護者等に周知するなど、スクールカウンセラー等の活用を促進するよう努める。
- 教育委員会は、設置する学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し道に報告する。

(3) 関係機関等との連携等【道条例第15条、町条例第5条・10条】

いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

- 教育委員会は、設置する学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化や、その他必要な体制を整備する。
- 教育委員会は、町に居住する保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備する。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上【道条例第16条】

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の資質の向上や専門的な知識を有する者の確保に努めます。

- 教育委員会は、設置する学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者の確保、学校の求めに応じた助言者の確保等に努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進【道条例第18条】

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

- 教育委員会は、学校の児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- 教育委員会は、学校の児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進める。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等【道条例第19条】

いじめの防止等のための対策の調査研究及び検証を行い、成果等を普及します。

- 教育委員会は、学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行う。

(7) 啓発活動【道条例第20条】

いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を行います。

- 教育委員会は、学校の児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進める。

(8) 教育委員会による措置【法第26条・道条例第24・25条】

いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行います。

- 教育委員会は、学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。
- 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。

また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

- 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備【道条例第27条】

いじめに対して適切かつ迅速に対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備する。

- 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようとするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(10) 学校評価等における留意事項【道条例第17条】

いじめの防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう、必要な措置を講じます。

- 教育委員会は、設置する学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。
- 教育委員会は、設置する学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行う。

③ 学校が実施すべき施策

学校においては、法や国の基本方針、道や各教育委員会の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分は必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条・道条例第12条】

ア 意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込みます、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護

者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

イ 学校の取組

学校においては、法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国、道及び町の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおり。
 - ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
 - ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
 - ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
 - ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
 - ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
 - ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
 - ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
 - ・加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
 - ・「学校いじめ対策組織」を中心としたP D C Aサイクルによる点検、見直しの取組
- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
 - ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい環境づくり）
 - ・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
 - ・学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、

関係機関等の参画を得て進める。

また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

○ 学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

○ 学校は、学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織【法第22条・道条例第23条】

ア 意 義

「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがある。

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

イ 学校の取組

学校においては、「学校いじめ対策組織」について、次の事項に留意して設置する。

- 学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」を構成する。
- ・自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
 - ・「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。
 - ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
 - ・可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加を得る。
 - ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
 - ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の

構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。

○ 学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。

また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

- ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

○ 学校は、「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付ける。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止【道条例第13条、町条例第6条】

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

- 学校は、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 学校は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進めます。
- 学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 学校は、児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 学校は、児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- 学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- 学校は、児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。

- 学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。
- 学校は、児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- 学校は、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

イ いじめの早期発見【道条例第14条、町条例第6条】

- 学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 学校は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- 学校は、アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- 学校は、アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。
- 学校は、早期発見・早期対応を図るため、速やかな報告を徹底する。また、その際の様式については、町立学校で同様の対応が図られるよう、次のとおり共通の様式により行うこと。
 - ・いじめ発見報告書（様式1） 情報受信者及び担任が作成⇒教頭⇒校長
 - ・いじめ対応に係る事実確認票（様式2） 教頭が作成⇒事実共有の資料
 - ・聞き取り記録票（様式3） 聞き取り対応者が作成⇒教頭⇒校長
 - ・対応記録票（様式4） 対応者が作成⇒教頭⇒校長

ウ その他【道条例第16・17・18・24条】

- 学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
- 学校は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。
- 学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。
- 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。
- 学校は、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。

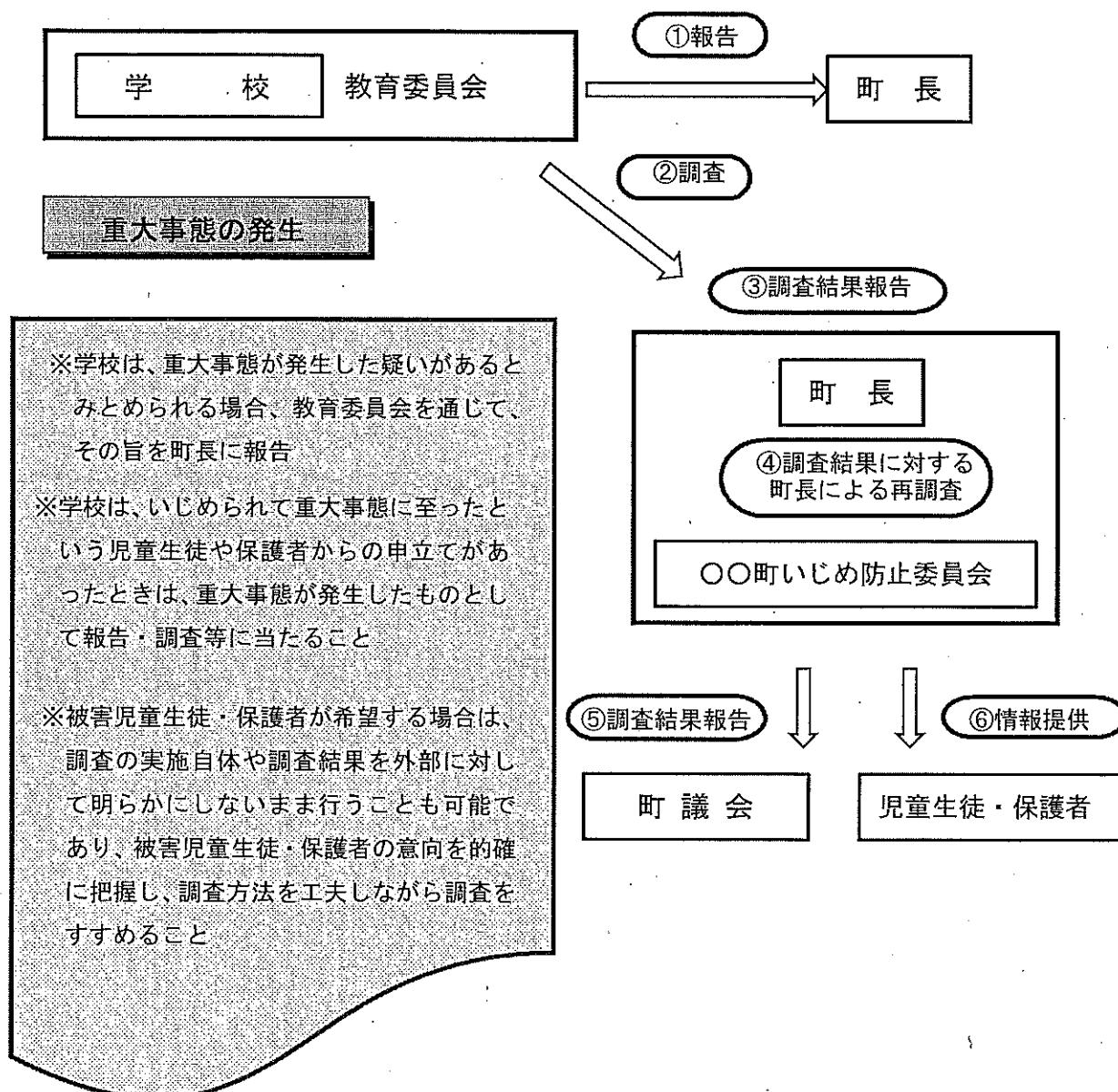
- 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- 学校は、道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) 学校における対処

道条例第5章では、重大事態への対処について規定しており、第3節市町村立学校に係る対処を図示すると次のとおりである。



(2) その他

ア 重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

○ 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などが該当します。

○ 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

・調査の主体を設置者または学校とするかは、教育委員会の判断によります。

・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者によります。

イ 町長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

(様式1)

いじめ発見報告書

No	確認事項	具体的事実
1	発生日時（確認日時）	年　月　日（　）
2	発生日時（確認日時）	
3	被害児童	年　組 氏名　（男・女） 【とらえられた被害児童の思いや発言】
4	加害児童	年　組 氏名　（男・女） 【とらえられた被害児童の思いや発言】
5	内容・状況 (聞き取り等)	
6	情報受信者	【きっかけ・具体的状況・継続の有無とその長さ等を含む】

(様式2)

いじめ対応に係る事実確認票

No	確認事項	具体的な内容
1	いじめの発生日時(確認日時)	年 月 日 ()
2	いじめ発生の場所(確認日時)	
3	被害児童	年 組 氏名〔 〕(男・女)
4	加害児童	年 組 氏名〔 〕(男・女)
5	いじめの動機やきっかけ	
6	具体的な状況	
7	被害児童及び加害児童の家庭 環境	<p>【被害児童】</p> <p>【加害児童】</p>
8	周辺児童からの情報	
9	これまでの問題行動等	
10	その他	

(様式3)

聞き取り記録票No. ()

対応者氏名 []	
聞き取り対象 [被害児童・加害児童・周辺児童・被害児童保護者・加害児童保護者]	
具体的な聞き取り記録 月 日 () : ~ :	
時 間	具体的な聞き取り内容の記録

(様式4)

対応記録票No.1

対応者氏名〔 〕	
基本的な対応方針	
本事案に基づく具体的な対応方針	
具体的な対応記録 月()日～	
時間	具体的な聞き取りや指導内容の記録

対応記録票No.()

具体的な対応記録		月 () : ~ :
時 間	具体的な聞き取りや指導内容の記録	

日程第9

議案第5号

令和3年度仁木町教育行政執行方針に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

令和 3 年度

仁木町教育行政執行方針

仁木町教育委員会

令和3年度仁木町教育行政執行方針

令和3年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さんを始め、町議会議員の皆さんのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、令和2年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

昨年1月に国内で初の新型コロナウイルス感染症が確認されてから既に1年以上が経過しております。

この間、3月から5月には学校の一斉休業や緊急事態宣言の発出、各種イベントの中止や規模縮小、更には新しい生活様式の実践等、今までに経験のしたことがない制限や規制の中、今なお、感染がまん延している状況にあり、1日も早い収束を願っております。

さて、本町では、第6期仁木町総合計画の策定に合わせ、本年2月に「仁木町教育大綱」を改訂し、今後5年間を見通した教育に関する基本理念や基本目標などを定めました。「町民に質の高い教育を」を基本理念とし、「未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造」と「うるおいとやすらぎを生む心の豊かさと文化の創造」を目標とし

ております。

将来を担う子どもたちの確かな学力の定着と豊かな心の醸成、た
くましい身体の育成を図るため、地域が支える学校教育を推進し、
また、町民一人ひとりが「ふるさと仁木」に愛着を持ち、生涯にわ
たって学び続ける環境を作ることが重要と考えております。

令和3年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木
町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と
地域の共生・調和を大切にするまち～すべては未来の子どもたちの
ために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しな
がら取組の方向と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことがあります。

新しい学習指導要領は、小学校では昨年度から、中学校では本年度から全面実施されるところであり、「G I G Aスクール構想」で示された「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え

ることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、「個に応じた指導」が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るために、重点的に取組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。

子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などに加えICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。

そのためには、教職員一人ひとりが、これまでの優れた教育実践とICTを最適に融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことに取組んでまいります。

英語の学力向上につきましては、「読む」、「聞く」、「書く」、「話す」の4技能のうち、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検IBAや2名体制の外国語指導助手(ALT)を活用しながら、英語力の定

着・育成に取組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、義務教育の9年間を系統的・継続的な教育を行うための有効な方法の一つとして、調査研究を進めておりますが、本年度におきましては、「新しい生活様式」を踏まえた環境の中で町民の皆さまと対話しながら「小中一貫教育」に対する理解を深めて、「仁木町学校教育基本方針」の策定に向けた取組を行います。

情報活用能力の育成につきましては、令和元年12月に「GIGAスクール構想」が示され、本町においても「校内通信ネットワークの整備」、「児童生徒1人1台端末の整備」を終えたところです。本年度におきましては、これらの整備されたICT環境を活用するため、「ICT支援員」を活用し、学校教育の質の向上に向けたICTの活用、ICTを効果的に活用するための教師の能力の育成に取組んでまいります。

また、情報モラル教育につきましては、「GIGAスクール構想」により教育へのICT機器の活用が急速に進められたことから、インターネット環境がより身近になったため、適切な利用について、統一した指導を関係機関、民間企業、保護者、小中学校間の連携により進めるほか、情報機器を活用する際に実践的な指導、啓発を行ってまいります。

地域と連携した信頼される学校づくりにつきましては、地域住民

や保護者等が学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンを
持って一体となって地域の子どもたちを育むコミュニティスクール
の取組を進めてまいります。

郷土を愛する心の育成につきましては、コミュニティスクールを
中心として、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業
である農業の体験学習や地元企業等からの講師派遣など、地域資源
や人材の積極的な活用を図るほか、昨年度に全面改定した社会科副
読本を活用し、地域における社会生活を総合的に理解し、地域社会
の一員としての自覚や、郷土に対する誇りや愛情を育む「ふるさと
教育」を取組んでまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。

近年問題視されている教職員の長時間労働の対応につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、長期休業期間中における閉校日や、定時退勤日の設定等の取組、更には、校務支援システムの導入による、指導要録や通知表作成などの業務の効率化・省力化、出退勤時間の管理などを行っており、引き続き、印刷物等のデジタル化などを検討しながら、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、「新しい生
活様式」を踏まえたマスクの着用や手洗いなどの習慣的な予防策を

徹底していくほか、子どもたちの心のケアや必要な教育活動を継続し、子どもの健康に対する意識の向上、衛生環境の整備、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備を行いながら、学びの保障に努めてまいります。

I C T 機器の整備につきましては、文部科学省がクラウドサービスの利用を推奨したことに伴い、データ通信量が急激に増加していることから、仁木小学校及び仁木中学校の光回線について、役場に集約してインターネットに接続する「役場集約型」を学校から直接インターネットに接続する「個別接続型」に変更することにより、データ通信の高速化・安定化を図る取組を進めてまいります。

各学校とも建設後、四半世紀が経過し、校舎の老朽化が進んでいることから、昨年度に作成した「仁木町学校施設個別施設計画」を踏まえ、計画的な「長寿命化改修」及び「大規模改造」について準備を進めてまいります。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭を中心として、引き続き各学校において、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導と本町及び北後志管内を始め、北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地域の産業や文化を学び、生産

者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。

今後におきましても栄養バランスに配慮し、児童生徒の思い出に残るおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

なお、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつまでも学べるよう地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。

本町におきましても、第6期仁木町総合計画や新たな教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目指として、地域社会のニーズに合わせて誰もがチャレンジできる体制を構築するため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。

いつまでも学習の推進につきましては、仁木町社会教育推進計画に基づき、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動を実施していくほか、

小さいうちから外国語に慣れ親しむ環境として実施している子ども
向けの英会話教室について、より一層講師と楽しく会話できるよう
内容の充実を図ってまいります。

また、仁木町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが
読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に着けてもら
うため、子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等
を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに
努めてまいります。

さらに、高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、「やすらぎ
大学」などを通して充実した生活をサポートし、生きがいや、やり
がいを高める学習を引き続き実施してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。
スポーツ活動の振興につきましては、町民それぞれが自ら親しみ
生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図るため、各
スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活
動機会の提供や、環境整備に努めてまいります。

また、体育協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の
充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促
進に努めてまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。

文化・芸術活動の創出につきましては、ゆとりと潤いを実感し、
創造性豊かな文化活動の推進を図るため、仁木町民センターを中心とした文化施設を、町民の「心やすらぐ空間」として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。

また、文化財の保護、活用といったしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町指定文化財の保存と町内文化財の調査に取り組み、新たな価値や魅力の発信に努めてまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。

社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

また、施設の多くが建設後四半世紀以上経過しており、施設の老朽化等も進んでいることから、本年度策定する個別施設計画において、使用状況や改修費用に応じて施設の在り方や改修方法について検討してまいります。

以上、令和3年度に取り組む重点施策を申し上げました。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するた

めには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。

教育委員会といたしましては、子どもたちから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携のもと、一丸となって本町教育の充実・発展に取り組んでまいります。

町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

日 程 第 10

議 案 第 6 号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）のうち、
教育費に係る意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第12項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日 程 第 11

議 案 第 7 号

仁木町山村開発センターの指定管理者の指定に係る意見聴取に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第12項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

議案第11号

仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について

仁木町山村開発センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第5条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出

仁木町長 佐藤聖一郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 仁木町西町1丁目52番地

名 称 仁木町山村開発センター

2 指定管理者に指定する団体の住所及び名称

住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

名 称 東京美装北海道株式会社

代表取締役社長 小野宏道

3 指定の期間

自 令和3年4月1日

至 令和6年3月31日

日 程 第 12

議 案 第 8 号

令和3年度余市郡仁木町一般会計予算のうち、教育費に係る
意見聴取に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第12項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日 程 第 13

議 案 第 9 号

学校運営協議会委員の任命に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁教委号
令和3年1月26日

仁木町立銀山小学校長様

仁木町教育委員会教育長 岩井秋男

学校運営協議会の設置について

仁木町学校運営協議会設置規則(令和2年教育委員会規則第13号)第3条第2項の規定に基づき通知します。

- 設置する協議会名
銀山地区学校運営協議会
- 対象となる学校
仁木町立銀山小学校
仁木町立銀山中学校
- 設置する日
令和3年2月18日(木)

(総務学校教育係)

銀山地区学校運営協議会委員名簿

任期 令和3年2月18日

令和5年2月17日

(敬称略)

区分	(ふりがな) 氏名	性別	現住所	電話	備考
			生年月日(年齢)	第8条に該当する役職	
銀山小学校長から推薦された者	すずき たもつ 鈴木 保	男			
				地域住民	
	おおぼら かずこ 大洞 和子	女			
				地域住民	
	よしおか たかし 芳岡 貴志	男			
				保護者	
銀山中学校長から推薦された者	かとう まさしげ 加藤 政茂	男			
				地域住民	
	ほんま みつお 本間 美津雄	男			
				地域住民	
	せがわ ゆうき 瀬川 優紀	女			
				地域住民	
小中学校長	さいとう たいき 斎藤 大生	男			
				保護者	
	うちや かずみ 打矢 和美	男			
	いおり けんじ 庵 健司	男			

日 程 第 14

協 議 案 第 1 号

当面する教育諸問題について

令和3年2月16日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

(1) 個別施設計画について

2 当面する行事日程について

★ 令和3年第3回仁木町教育委員会定例会

3月 日()：～ 応接室

※令和2年・・・3月23日(月) 9:25～12:11

※平成31年・・・3月22日(金) 9:25～11:15

★ 仁木町教育三者合同送別会

中止

- 元外国語指導助手大麻取締法違反第1回公判
2月17日（水）10：00～ 札幌地方裁判所
- 後志教育研修センター組合教育委員会
2月17日（水）14：00～ 俱知安町教育研修センター 欠席
- 後志管内市町村教育委員会教育長会議
2月19日（金）10：00～ Zoom会議
- 教育長杯室内パークゴルフ大会
2月19日（金）13：00～ 山村開発センター
- 議会運営委員会
2月25日（木）13：30～ 委員会室
- 令和3年第1回仁木町議会定例会
3月 5日（金）～17日（水） 議場
- 令和元年度各会計予算特別委員会
3月 9日（火）～16日（火） 委員会室
- 定例校長会
3月17日（水）14：00～ 会議室2

3 その他

- (1) 令和2年度小・中学校卒業証書授与式（教育長出席）
 - 仁木中学校 3月15日（月） 9：15～
 - 銀山中学校 3月15日（月） 10：00～
 - 仁木小学校 3月19日（金） 10：00～
 - 銀山小学校 3月20日（土） 10：00～

(2) 令和3年度小・中学校入学式

仁木小学校 4月6日（火） 10：00～

銀山小学校 4月6日（火） 10：00～

仁木中学校 4月7日（水） 9：30～

銀山中学校 4月7日（水） 10：00～

(3) 令和3年度転入教職員辞令交付式（予定）

4月2日（金）14：00～ 町民センター・交流ホール

(4) 令和3年度小・中学校新入学生一覧について

別紙のとおり

